

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 57(あ)166	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	所得税法違反、法人税法違反	原審事件番号	
裁判年月日	昭和 59 年 3 月 6 日	原審裁判年月日	昭和 56 年 12 月 7 日
法廷名	最高裁判所第一小法廷		
裁判種別	決定		
結果	棄却		
判例集等	刑集 第 38 卷 5 号 1921 頁		

判示事項	不動産競売についての予納金及び登録免許税の納付による支出と所得税法上の必要経費
裁判要旨	不動産競売についての予納金及び登録免許税の納付による支出は、所得税法上の必要経費にあたらぬ。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。
理 由	弁護人葛西宏安の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらぬ。 なお、所論不動産競売についての予納金及び登録免許税の納付による支出は、後日競売費用として目的物たる不動産の売却代金から優先的に償還されることが予定されたものであるから、これを所得税法上の必要経費と認めることはできず、結論においてこれと同旨の原判断は相当である。 よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。 (裁判長裁判官 角田禮次郎 裁判官藤崎萬里 裁判官 谷口正孝 裁判官 和田誠一)

※参考：判例タイムズ 532 号 140 頁、判例時報 1122 号 171 頁